

時事新報

## 議會の所見果して如何

海國たる日本國民は特に海軍に依頼して内外に心身を安くするものなりとは我輩の持論にして其擴張を言ふと久し政府は英斷に乏しく其擴張策を提出の儀に於て自から小規模に甘んずるものもあらんか一般の心はます／＼不安の度を増して全く外に向ふ勇氣を失ひ外貿易の如きは大に發達の望なきに至る可し民が外出で商賣起業に從事するは背後の國力を心にして自から安んずる所あればなり然るに其國力は甚だ頗少なくして安心を期す可らずとあれば誰れかから好んで危険を冒すものある可んや例へば海外の航路の如き單に船舶を往復せしむるに止まるものなれば一旦危險の場合には往復を止めて内國に引揚ぐるから好んで危險を冒すものある可んや例へば海外の航路の如き單に船舶を往復せしむるに止まるものなれば一旦危險の場合には往復を止めて内國に引揚ぐる然らざれば其船を抛棄するど堅苦すれば夫れ迄にして損害も割合に少なければも事業の計畫に至りては乗組の勢力甚だ強く現に日清交戰の際にも安全を保證されたる程の次第にして假令ひ我力の足らざるも他の力に依頼して安全を得べきが故に先づ以て危險も少なからぬを抱棄するが如き容易の次第に非されば實際に安全の保護なき以上は自から進んで着手するものはある可らずも或は同じ海外の土地にて彼の上海の如きは治外法権の勢力甚だ強く現に日清交戰の際にも安全を保證されたる程の次第にして假令ひ我力の足らざるも他の力の外出を希望するもどなんならぬとも其邊の人氣は頗る物騒にして官吏の一行さへ内々戒心を要したるもどもわりと云へば商店を開き又は事業を起すが如きは甚だ危険にして容易に思ひ立つものはある可らず左れば如きは果して如何、政府にては官吏を派遣し留居する所には平時と雖も軍艦の二三隻は常に碇泊して外区域等も略は取極めたるよしなれば我商賣人製造家等の外出を希望するもどなんならぬとも其邊の人氣は頗る可しが如きは専ら忍み可しと雖も斯る始末にして何かの機會に際したらば内國の安全も或は豐東なか居留民を保護するの必要あるは勿論、況して臺灣の警備と云ひ戰後に於ける東洋の形勢と云ひ海軍の擴張は目下焦眉の急なるに然るに今國の如き小規模にては一般の安心を得るもと到底難かる可し人心萎縮して外に出る勇氣なきは専ら忍み可しと雖も斯る始末にして何かの機會に際したらば内國の安全も或は豐東なか居留民を保護するの必要あるは勿論、況して臺灣の警備と云ひ戰後に於ける東洋の形勢と云ひ海軍の擴張は目下焦眉の急なるに然るに今國の如き小規模にては一般の安心を得るもと到底難かる可し人心萎縮して外に出る勇氣なきは専ら忍み可しと雖も斯る始末にして何かの機會に際したらば内國の安全も或は豐東なか居留民を保護するの必要あるは勿論、況して臺灣の警備と云ひ戰後に於ける東洋の形勢と云ひ海軍の擴張は目下焦眉の急なるに然るに今國の如き小規模にては一般の安心を得るもと到底難かる可し人心萎縮して外に出る勇氣なきは専ら忍み可しと雖も斯る始末にして何かの機會に際したらば内國の安全も或は豐東なか居留民を保護するの必要あるは勿論、況して臺灣の警備と云ひ戰後に於ける東洋の形勢と云ひ海軍の擴張は目下焦眉の急なるに然るに今國の如き小規模にては一般の安心を得るもと到底難かる可し人心萎縮して外に出る勇氣なきは専ら忍み可しと雖も斯る始末にし

の局に管する者、その権力は甚だ緩慢にして國民の心を  
心とせず恰も戰勝の光榮を局部に耀かして獨り自から  
得たるのみか經營の端緒さへも未だ成を告げざるに  
時としては自家の都合より職を去らんとするなぞ果し  
て眞實ならんには甚だ不親切の舉動と云はざるを得ず  
我輩の断じて取らざる所なり是に於てか我輩は議會の  
人々に向て大に望む所を得す議會に於ては遼東還  
附の始末に付き政府の責任と問はんとするの議論もわ  
りたれども是れは當時の急に際して止むを得ざるの政  
略のみ其前後の事情を公平に論するときは國民も亦共  
に失策を與にしたるものなれば獨り當局者のみを責む  
可きに非ず故に我輩の所見は既往を問はずして將來を  
警しめ戦後の經營慢に付し去りて一般の民心を疑  
懼せしめたる其責の在る所を明にせんと欲するもの  
なり國會議員にして眞實國民の意志を代表するものな  
らんには自から進んで責任を執り當局者の誤を正し  
て大に計畫の不足を補ひ戦後の經營を全うして以て全  
國の人心を安んせしむるの決斷なかる可らず我輩の敢

雜  
載

同志會は一昨日愛宕館に臨時總集會を開きて協議の結果左の決議を爲して解散居を出したりと云ふ

に解散して置くべきである。斯くてその必要なるを以て

去月三十一日左の諸氏貴族院議員に勅撰せられたり  
正三位勳二等 津田眞道  
正三位勳二等 社新次

正四位動三等  
正五位動六等  
從五位動八等

右五氏の内中村元雄氏は事務引渡しの爲め群馬縣へ出張して登院せざれども残り四氏は孰れも昨日議席に列したりと

○東京都制案其他の撤回 貴族院の特別委員會にては東京都制案、武藏縣設置法律案其他右に關す

る諸法案に對して反對論多く此程の紙上にも記したる如く政府に向て右諸法案の撤回を望み若し政府にて撤回せんば同會は直ちに否決すべしとの事なりしが

終に内務大臣は一昨三十一日東京都制案其他を提出す  
る旨貴族院議長へ通牒したるよし

○兩江練軍募集の告示  
從來支那各省に於て募  
集せる勇兵は多く各地方無賴の徒を混入し去常なく  
勇往直前からざるが故に眞誠に護國の任務を盡すべし等

隊を成すと能はざるの據あり今回各省軍制改革の發  
動に際し南洋大臣張之洞は深く舊弊に鑑み同省に於て

は新に土着の農民より募擇したる練軍を作らんなどを企圖し近頃知縣王、宗二名を委員として其召幕に着手せしめたれど該委員より告示したる大要是今回諭旨を奉

ヒ獨逸式に據り精練の軍隊を編成するに付き年齢十六以上二十以下の中實なる士若農民にして年力強壯に且

この日より實て工場に從事せしものなき者を禁制し之に充てんとする依て應募者は其親族及び隣保董事より從前背徳犯律の事實なしと證明書并に爾後十年間繰入營

して適宜駆歩砲各隊の勇士に當るべき契約書を呈出す

卷之三

卷之三

べし其間は外國士官の訓練を受けしめ任意に退營するふとを准さず若し其父母及び本身に關連する緊要の事故あるときは實際を查明したる上期を限り休暇を與へし市井の游民は年力精強なる者と雖も概して應募者たるふとを得ず撰に入る者は毎月餉銀五弗を給し其外靴帽被服類も悉く官給すべし云々尙ほ該委員の管下なる丹徒、丹陽二縣に於ては先づ砲兵一隊を募集する旨にて右召募事務局を萬家巷に開設したりと云ふ

○眞宗寺院本山に反対せんとす 前號の本紙上に記したる如く大谷派本願寺にては敎學の二途を擴張せんため金三百六十萬圓（前號の紙上に二百萬圓とせしは誤り）を向ふ十箇年間に全國の末寺門徒より醸集して寄附すべき旨令達せしに多くは異議を唱ふるものなき姿なりしに數日前より形勢一變して東京の同派寺院が此令達に反対運動をなすに至りたる原因を聞くに今を去るふと十數年前、本山事務局にては東京及び關八州末寺門徒の子弟を修學せしめんため第二中學寮を東京に設置せんとの議ありて之を東京及び關八州の末寺に詢りしに賛同するもの多く遂に設置するに決定し從つて中學寮の設立は既成事實となつてしまひ

探大儀であります。と種々の酒肴もて饗應しけるが其の後ち吐血して死したり判事が出入肺勞と診断したれど素より衰弱者す。唯怪ひ可し彼の依頼状と二萬弗とも既に判事の許に歸りて機業て判事松岡真光は「是で吾と仇敵とち葉も枯らしなり今は心安し枕を」と五歳を過ごせし後ち有異強烈孫の生るとして頻に悦びける夏は何たる悪日ぞ。

雨風烈しき真夜中過ぎ背戸の入日覺しきへ忍入たる曲者あり抜けばの疲息を窺ふてガサと刺したる心敢へず其まゝ呼吸は絶えにけり仕跡暗さんとする折も折り電光一なる燐焰たる其内に愕然として畏じき眼は上様に兎行者の顔中を疾も亦、討ちたる者の當の仇敵に非るに阿那ヤと呌ふ聲も聞えぬ震動雲は壁墨流せし如くなり、四邊寂後白浪の行衛も知れず成りにけり

新流

○都制形

